

1 議 題

- (1) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間 (議案第 27 号)
について
- (2) 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が (議案第 28 号)
投票を行う期日前投票所の指定について
- (3) 参議院議員通常選挙における投票所の指定について (議案第 29 号)
- (4) 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時 (議案第 30 号)
刻の変更について
- (5) 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について (議案第 31 号)
- (6) 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に (議案第 32 号)
おける開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- (7) 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に (議案第 33 号)
おける開票立会人を定めるくじの方法について
- (8) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びそ (議案第 34 号)
の職務代理者の選任について
- (9) 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の (議案第 35 号)
選任について
- (10) 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者 (議案第 36 号)
の選任について
- (11) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第 37 号)
- (12) 選挙人名簿に登録する者について (議案第 38 号)
- (13) 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選 (議案第 39 号)
任について
- (14) 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について (議案第 40 号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について
令和4年6月22日(水) 午後 6時00分から
令和4年6月30日(木) 午前 10時00分から
- (2) 出前授業の実施報告について
- (3) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告について

本文中の略語表記について
法…公職選挙法
令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 27 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

期日前投票所	設 置 期 間
福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号 福岡市城南区役所 3 階大会議室	令和 4 年 6 月 23 日から 令和 4 年 7 月 9 日まで
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 1 階市民ロビー	令和 4 年 7 月 2 日から 令和 4 年 7 月 9 日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 39 条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 41 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(投票所)

第 39 条【読替後】 期日前投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の告示)

第 41 条【読替後】 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

(期日前投票)

第 48 条の 2

6 第 39 条から第 41 条まで及び第 58 条から第 60 条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題（２）
議案第 28 号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙において、城南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区役所 3 階大会議室

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項による読替後の第 48 条の 2 第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 65 条の 13 第 4 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（期日前投票）

第 48 条の 2 【読替後】（要旨）

1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、行わせることができる。

（在外投票等）

第 49 条の 2

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第 48 条の 2 第 1 項中、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外選挙投票区」とする。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第 65 条の 13（要旨）

4 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議題（3）
議案第29号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

各投票区の投票所
別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所）

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第41条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

議題（４）
議案第 30 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前10時	午後 7 時

2 変更理由

福岡市役所 1 階市民ロビーについては、増設設置するものであり、各区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所の開閉時間）

第 40 条【読替後】期日前投票所は、午前 8 時 30 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、2 以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1 の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

2【読替後】市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその期日前投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 48 条の 2

6 ※ 議案第 27 号参照

議題（５）
議案第 31 号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- 1 場所 福岡市城南区別府六丁目 14 番 22 号
福岡市立城南体育館
- 2 日時 令和 4 年 7 月 10 日 午後 9 時 15 分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 63 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 64 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票所の設置）

第 63 条 開票所は，市役所，町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（開票の場所及び日時の告示）

第 64 条 市町村の選挙管理委員会は，予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議題（6）
議案第 32 号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

2 日時 令和 4 年 7 月 7 日 午後 6 時から

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第 62 条第 6 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第 62 条

6 ^{<※1>}第 2 項、^{<※2>}第 4 項または^{<※3>}前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

<※1>法第 62 条第 2 項（要旨）

^{<※4>}前項の規定により届出のあつた者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。

<※2>法第 62 条第 4 項（要旨）

届出のあつた者で同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、その者の中で選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

<※3>法第 62 条第 5 項（要旨）

開票立会人が定まった後、同一の政党等に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が 3 人以上となつたときは、選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、その職を失う。

<※4>法第 62 条第 1 項（要旨）

公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者 1 人を定め、その選挙の期日前 3 日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。

議題（7）
議案第33号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、城南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年6月21日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第62条

- 2 届出のあつた者が、10人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもつて開票立会人としなければならない。
- 4 届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、第2項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者2人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題（8）
議案第34号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

別紙のとおり

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）
（投票管理者）

第37条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令（抜粋）
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第24条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 25 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）を告示しなければならない。

議題（9）
議案第 35 号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

別紙のとおり

（根拠）

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び第 4 項並びに公職選挙法施行令第 24 条第 1 項及び第 4 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）
（投票管理者）

第 37 条

- 2 ※議案第 34 号参照
- 4 ※議案第 34 号参照

○公職選挙法施行令（抜粋）
（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第 24 条

- 1 ※議案第 34 号参照
- 4 ※議案第 34 号参照

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第 25 条 ※議案第 33 号参照

議題 (10)
議案第 36 号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 61 条第 2 項及び第 4 項並びに公職選挙法施行令第 67 条第 1 項及び第 8 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第 68 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票管理者)

第 61 条

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 67 条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。
- 8 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村又は都道府県の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第 68 条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議題 (11)
議案第 37 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 180 人 |
| | 内訳 死亡者 | 47 人 |
| | 市外転出者 | 133 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 6 月 21 日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和4年6月21日

1 死亡者

令和4年6月20日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年2月20日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	31	16	47
転出者	65	68	133
計	96	84	180

議題 (12)
議案第 38 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 6 月 21 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 稲 益 重 樹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 登録する者の数 | 380 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 4 年 6 月 21 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日 (選挙時登録の基準日) 現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議題 (13)
議案第 39 号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項による読替後の第 38 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(投票立会人)

第 38 条【読替後】市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

(期日前投票)

第 48 条の 2 (要旨)

- 5 法第 38 条第 1 項中「2 人以上 5 人以下」とあるのは「2 人」に、「前 3 日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。

議題（14）
議案第 40 号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院議員通常選挙における城南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 稲 益 重 樹

別紙のとおり

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）
（投票立会人）

第 38 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに、本人に通知しなければならない。